

# 卒業認定要項

本校における卒業の認定については、学則第 29 条に基づき、以下のとおりとする。

## (1) 卒業認定の対象となる学生

- ・本校課程の履修すべき全教科目単位を修得した学生が、卒業認定の対象となる。
- 未修得単位がある場合には、原級留置となり以下の 2、または 3 のいずれかとなる。

【注意】本校課程の履修すべき全教科目単位を修得した学生が自主的に自身の卒業を保留又は辞退し、以下の 2、3 の他、休学等により本校の学生として残留することとは認めない。

## (2) 第 3 学年全教科目単位を履修しなければならない者（通常原級留置）

### 1) 修得単位数等にかかわる決定条件

- ・以下の場合は、通常原級留置（留年）の措置となり、第 3 学年全教科目単位を履修しなければならない。

①3 学年次設定教科の半数を超える教科数の単位認定が不可となった場合。

②単位認定不可となった教科数が半数以下又は無しの場合でも、柔道整復研修試験財団が行う認定実技審査が不合格となった場合。

※認定実技審査に合格した者でも、通常原級留置措置となった場合は、当該学年度の認定実技審査を再度受審しなければならない。

### 2) 原級留置後の学籍

- ・この場合の学籍は第 3 学年に留め置かれ、原則、従前の学部（又はコース）においての在籍となる。在学期間の上限は、学則第 21 条に基づき入学から通算して 6 年間であり、これを超えて在学することは出来ない。

### 3) 単位履修および卒業期

- ・原級留置前の学年度において単位認定試験に合格した教科の単位は全て無効となり、留年後、第 3 学年全単位を履修しなければ、卒業は認められない。卒業期は、留年後の学年年末（3 月）となる。

### 4) 国家試験受験資格

- ・卒業が認められない為、国家試験受験資格を喪失する。
- 留年後の学年においては、正規第 3 学年生の基準と同一とする。

### 5) 学割等について

- ・正規第 3 学年生と同様に取り扱う。

### 6) 原級留置後の学納金（授業料・実技実習費・施設管理費の合計）

- ・学則施行細則第 21 条に基づく「原級留置学年の履修教科と学費にかかわる規程」の定めにより、通年の正規学納金を新年度開始前の 3 月 15 日までに納入しなければならない。

## (3) 未修得教科単位のみ履修する者（「卒業保留」者）

### 1) 修得単位数等にかかわる決定条件

- ・単位認定試験において 1 教科以上が不可となった場合、まず、「卒業保留」の対象者となる。さらに、当該学年年末において第 3 学年設定全教科数の半数を超えない教科数までが不可であれば、「卒業保留」原級留置（留年）となる。但し、卒業保留留年として 1 年間を超えて在籍を希望する場合には、当該希望者の学力に関して学則第 34 条第

4項(2)の定めに基づき、学内審査により其の可否を判定する。

2) 卒業保留留年後の学籍

・この場合の学籍は第3学年に留め置かれ、原則、従前の学部又はコースでの在籍とする。

3) 単位履修および卒業期

・原級留置前の学年度において単位認定不可となった教科のみを履修し、該当教科単位が全て認定可となった時点で、学校長の許可のもと卒業は確定するが、卒業期は留年後の学年度末(3月)とする。

・なお、単位修得済科目の授業に出席を希望する場合は、学期開始前に申し出なければならない。また、その取扱いは聴講生(聴講生に関する規程参照)と同じとする。

4) 国家試験受験資格

・第3学年途中で「卒業保留」対象者となり卒業不可となった場合は、国家試験受験資格を喪失する。ただし、国家試験受験申込時点で「卒業見込み」として認められる者に対しては、国家試験受験を認める場合がある。

5) 学割等について

・正規第3学年生と同様に取り扱う。

6) 卒業保留留年後の学納金(授業料・実技実習費・施設管理費の合計)

・「卒業保留」者として在籍する学年の学費は、以下のとおり、修得必要な単位数にかかわらず、一律、入学時適用の学則に定める正規通年学費(授業料・実技実習費・施設管理費の合計)の三分の一期分(千円未満切り捨て)とし、学則施行細則第21条に基づく「原級留置学年の履修教科と学費にかかわる規程」の定めにより、新年度開始前の3月15日までに納入しなければならない。